「中国地方整備局事業評価監視委員会」議事要旨

件 名	令和元年度 第3回中国地方整備局事業評価監視委員会
日時	令和元年11月18日(月) 13:30~15:15
	中国地方整備局 建政部 3階会議室 (広島市中区八丁堀2-15)
出席者	◆委 員(敬称略・五十音順 ※◎:委員長、○:副委員長) 内山 誠一、○大久保 賢治、黒岩 正光、塚井 誠人、藤原 眞砂、正岡 さち、 ◎三浦 房紀、若木 憲子 ◆整備局
	局長、副局長(2名)、企画部長、港湾空港部長、道路部長 他
配布資料	 ■令和元年度 第3回中国地方整備局事業評価監視委員会 議事次第 令和元年度 第3回中国地方整備局事業評価監視委員会 配席表 中国地方整備局事業評価監視委員会規則 中国地方整備局事業評価監視委員会運営要領 ■資料一覧表
	一条
	資料 - 2 令和元年度 中国地方整備局事業評価監視委員会 審議の進め方
	資料-3 道路事業における再評価の重点化・効率化
	資料-4 令和元年度 第3回委員会 審議一覧、対象事業位置図
	資料-5 再評価対象事業の評価項目調書等
	資料-6 事後評価対象事業の評価項目調書等 資料-7 河川法に基づき、河川整備計画変更に係る審議を行った事業の報告
	資料-8 費用便益比(B/C) 算定等資料
議事要旨	1. 開 会 2. 評価対象事業の審議 以下の事業評価対象4事業が審議された。 再評価対象事業: 斐伊川総合水系環境整備事業 施川総合水系環境整備事業 事後評価対象事業: 一般国道9号 仁摩・温泉津道路 中国横断自動車道尾道松江線(尾道〜三次)
	〈対応方針(原案)に対する審議結果〉 再評価対象の2事業について、事業継続とすることとした事業者の判断は、妥当であると意見集約された。 事後評価対象事業について、事業効果が発現しており今後の事後評価の必要性はない等とした事業者の判断は、妥当であると意見集約された。
	3. 河川法に基づき、河川整備計画変更に係る審議を行った事業の報告以下の事業の報告を行った。 ・旭川直轄河川改修事業
	※その他 ・一般国道9号仁摩・温泉津道路の「6. 今後の事後評価の必要性等」における 「今後の事後評価の必要性」について「前後のネットワークが未整備であること 等を踏まえた表現にしたほうが適当ではないか」との意見があった。
	※委員会において委員から出された意見は、議事録としてとりまとめ、後日、中国地 方整備局HPにて公表する。
	一以上一